

令和4年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和4年11月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 推 進 監	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
市 民 生 活 部 長	持 丸 公 伸 君
環 境 推 進 監	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	太 田 周 夫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

---

**出席議会事務局職員**

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

**議 事 日 程 第 2 号**

令和4年11月9日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について  
 議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について  
 議案第73号 工事請負契約の変更について  
 議案第74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）  
 議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）  
 議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）

- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
- 議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
  - 議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について
  - 議案第73号 工事請負契約の変更について
  - 議案第74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
  - 議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
  - 議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
  - 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
  - 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）
  - 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
  - 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
  - 議案第81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
  - 議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
  - 議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

- 議案第88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

- 議長（石松俊雄君） 定刻となりました。皆さんおはようございます。  
報告申し上げます。  
ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番大貫千尋君であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局  
職員の出席者は、資料のとおりであります。
- 

#### 議事日程の報告

- 議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。  
本日の日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。  
これより議事日程に入ります。
- 

#### 会議録署名議員の指名について

- 議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、18番大関久義君を  
指名します。
- 

- 議案第 71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について  
議案第 72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について  
議案第 73号 工事請負契約の変更について  
議案第 74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）  
議案第 75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）  
議案第 76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）  
議案第 77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）  
議案第 78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）  
議案第 79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）

- 議案第 80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第 81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
- 議案第 82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例についてから議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの20件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。

17番大貫千尋君が着席をされました。

質疑につきましては、3回までとなります。

11番石井 栄君の発言を許可いたします。

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

1回目の質問、この条例改正案についての提案理由には、本案は、農業集落排水の地方公営企業法適用に伴い所要の改定を行うものでありますとされていますので、これに関する質疑を行います。

1番目の質問、第2条に笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、これを笠間市農業集落排水処理施設条例に改め、設置及び管理に関するとの記載を削除してありますけれども、この記載を削除する理由は何でしょうか。また、そのことによって変化することは何ですか。

2番目、笠間市行政組織条例は、どのように変化するのでしょうか。

3番目、笠間市職員定数条例は、どのように変化しますか。

4番目、地方公務員から企業職員に変化することにより、待遇、労働条件に変化はありますか。あるとすれば、どのように変化するのでしょうか。

5番、地方公営企業法適用の効果として、経営の状況の明確化、適切な財産管理、職員の経営意識の育成が上げられていますが、その理由は何でしょうか。

6番、この制度変更により、一般会計からの繰入額は、制限、削減されるように作用しますか。作用するとすれば、条例改正のどの部分の規定でしょうか。

7番、一般会計からの繰入額の制限、削減は、条例改正とは別の政策判断によるものですか。

以上、第1回目の質問をいたしますので、御答弁お願いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 石井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の質問でございます。

笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例につきまして、設置及び管理に関するとの記載を削除する理由、また、そのことによって変化することは何かとの御質問でございますが、今回の条例改正につきましては、農業集落排水事業を現在の公共下水道と同様に地方公営企業法を適用させることから、これに併せまして、これまで別々に制定していた条例について、統合できる部分を一本化するものでございます。

御質問の設置及び管理に関する部分の設置に関しましては、今回、上程させていただいた一部を改正する条例の第6条に記載させていただいたとおり、今回の改正で削除となる農業集落排水の設置に関する部分及び施設の名称等に関する部分につきましては、笠間市下水道事業の設置等に関する条例に含めるものとしております。また、管理等に関することにつきましては、改正後の笠間市農業集落排水処理施設条例と名称を変更して、この条例に残すこととしております。

なお、そのことによって変化することにつきましては、今回は条文の組替えを行うものであり、削除するものではございませんので、変化することはありません。

次に、笠間市行政組織条例の変化はとの御質問でございますが、行政組織自体の変更はございませんが、この条例の第3条第7号に、下水道に関することの文言の一部改正につきまして現在、協議中でございます。改正が必要になった場合には、次回定例会に条例改正案を上程いたしたいと考えております。

次に、笠間市職員定数条例の変化はとの御質問でございますが、今回の農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う職員定数の改正についても、現在協議中でございます。改正が必要な場合には、次回定例会に条例改正案を上程させていただきたいと考えております。

次に、地方公務員から企業職員に変化することによる待遇、労働条件の変化はとの御質問でございますが、職員の待遇、労働条件につきましては、現在の職員が地方公営企業の労働に関する法律が適用され、企業職員という身分になりますが、待遇、労働条件の変化はなく、現在の市職員と同じ扱いとなります。

次に、地方公営企業法適用の効果についての御質問でございますが、地方公営企業法で

は、地方公営企業が企業として経済性を発揮することとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進に向けて運営されるよう、官公庁会計とは異なり、民間企業の会計基準に近い形となります。地方公営企業法適用の効果としては、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することで経営状況を把握することができ、また、減価償却の考え方を導入することで資産老朽化の状態の把握もできるようになることから、更新費用の試算もできるなど、保有する資産と負債などの財政状況が明確化されるなどの効果が期待できると考えております。また、財務諸表を活用した経営分析を行いますので、経営意識を持った職員の育成にもつながると期待をしております。

次に、この制度により、一般会計からの繰入額の制限、削減に作用しますかとの御質問でございますが、地方公営企業は企業性、経済性の発揮と公共の福祉を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は、経営に伴う使用料収入等をもって充てる独立採算制が原則とされております。これまで特別会計として設置されておりました農業集落排水事業につきましては、事業施行に伴って収入される財源を除いて、不足する財源につきましては、全額一般会計から繰入れしておりましたが、令和5年度からは地方公営企業法適用となるため、一般会計からの繰入額については、高資本費対策に要する経費など、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費については、総務省が毎年度定めております地方公営企業繰出基準通知により定められることとなります。

なお、この基準以外の繰入額につきましては、農業集落排水事業の継続性を重視した中で協議をしていくこととなります。本市の農業集落排水事業の現状につきましては、独立採算制が難しい状況でございますが、地方公営企業法の効果を捉えた中で、経営改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰入額の制限、削減は、条例改正とは別の政策判断によるものですかとの御質問でございますが、今回上程させていただきました条例改正は、現在の特別会計から地方公営企業会計に移行することにより、所要の改正をするものでありますので、一般会計からの繰入額の制限、削減は、今回の条例改正とは別の考え方となります。地方公営企業法適用することの効果をしっかり認識し、今後の下水道事業の経営改善につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○11番（石井 栄君） それでは、ただいまの質疑を踏まえまして、2回目の質問をさせていただきます。

公営企業法による会計方式では、収益的収入及び支出（収入）の欄に、加入金の欄に、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料が記載されております。しかし、加入金、家庭からの排水管を下水道管に接続するための費用等と受け止めておりますが、これの記載がありません。

なぜ、営業収益に含まれていないのか、また、この加入金はどこに計上されているのか、お伺いをします。

2番目、資本的収入及び支出の6項工事負担金、1目受益者負担金には、どのような名目の費用が含まれているのでしょうか。

この2点をお伺いさせていただきます。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 御質問のほうにお答えをさせていただきたいと思えます。

加入金についての御質問でございますが、加入金、こちらは、下水道農業集落排水事業の場合には、受益者負担金及び農業集落排水事業の分担金との扱いで、利用者の方からお預かりをする財源となっております。この財源につきましては、資本的収支の管路施設工事費のほうに充当するというので、これに含めて計上させていただいております。

次に、資本的収入及び支出の受益者負担金の名目でございますけれども、受益者負担金でございますが、下水道につきましては、下水道が入った道路に面した地域の方のみが使用できるものでございまして、多くの市民が利用できる公共施設とは異なり、使用者が限定されてしまいます。このため、下水道使用できる方々に、下水道受益者負担金や農業集落排水事業分担金という名目で負担をしていただいているものでございます。こちらにつきましては、例えば、宅内への引込み、道路から引き込みをする場合には、道路から道路に入っている下水管から最初の1個目の公共ます、こちらまでは、市の負担で行います。そのます以降の自宅からの引き込みについては、個人の方の負担でお願いするという形になります。この1個目の公共ますまでの負担、これは市のほうで行いますので、それらの財源、資本的支出の管路施設工事費ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○11番（石井 栄君） 2回目の質問までお聞きしたのですが、そうしますと、3回目の質問をさせていただきます。

そうしますと、この会計の中には、下水道事業資本的収入には加入金が含まれていると、名目が受益者負担金ということで、そういう項目の中に加入金というものの性質を持ったものが含まれており、汚水管路建設費や処理場建設費、ポンプ場建設費などの建設改良費に充てられるようになるということなのですね。ちょっとその辺確認をしたいのですけれども。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） そのとおりでございます。

○11番（石井 栄君） 以上です。

○議長（石松俊雄君） 以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第90号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託をします。

---

### 散会の宣言

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了です。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、11月15日午前10時に開会をいたします。

本日はお疲れさまでした。

午前10時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 西山 猛

署名議員 大関久義